

令和 6 年度被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第 33 条の 16 および児童福祉法施行規則第 36 条の 30 の規定により、福井県の被措置児童等の状況について公表します。

1 虐待案件受理の状況

施設種別	受理 件数	内訳			
		虐待該当	非該当	不明	継続調査
里親等	3	1	1	0	1
社会的養護関係施設	5	1 (児童指導員等)	0	4	0
障害児施設等	2	0	0	2	0
一時保護施設等	0	0	0	0	0

※ () 内は被措置児童虐待を行った施設職員等の職種